# 居宅介護支援事業所 しらなみ 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年大阪市条例第20号)の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 健成会
代表者氏名	理事長 三木康彰
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋 5-4-23 TEL 06-6686-5301 FAX 06-6686-5302
法人設立年月日 平成13年3月30日	

### 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 しらなみ
介護保険指定事業者番号	大阪市指定 (指定事業所番号) 2775900588
事業所所在地	〒559-0033 大阪市住之江区南港中三丁目3番43号
連 絡 先	TEL 06-6569-6060 FAX 06-6569-6063
相談担当者名	相談担当者:担当介護支援専門員
事業所の通常の	大阪市住之江区
事業の実施地域	八敗中日と江区

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護サービス計画(以下「ケアプラン」という。)を作成するとともに、ケアプランに基づいた指定居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行います。
運営の方針	介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう努めます。また、事業の運営にあたって、関係諸機関を活用し、他の保健・医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日。但し、国民の祝日及び年末年始(12月30日~1 月3日)、お盆休み(8月14日~16日)を除きます。
営	業時	間	午前9時00分~午後5時00分(営業時間外は電話にて相談受付 TEL 080-3348-5095)

# (4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
主任 介護支援専門員 (管理者)	<ul><li>1 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の 実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。</li><li>2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行います。</li></ul>	常勤 1名
介護支援専門員	1 居宅介護支援業務を行います。	常勤 3 名 以上

## (5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画 の作成	別紙に掲げる 「居宅介護支援	左の①~ ⑦の内容	下表のとおり	介護保険適用となる 場合には、利用料を
② 居宅サービス事業 者との連絡調整	業務の実施方法 等について」を	は、居宅介 護 支 援 の		支払う必要がありま せん。
③ サービス実施状況 把握、評価	参照下さい。	一連業務として、介		(全額介護保険により負担されます。)
④ 利用者状況の把握		護保険の 対象とな るもので		
⑤ 給付管理		す。		
⑥ 要介護認定申請に 対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 及び加算 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3~5	特定事業所加算
介護支援専門員1人に当りの利	居宅介護支援費 i	居宅介護支援費 i	
用者の数が45人未満にあたる方	(単位数 1086)	(単位数 1411)	
	12, 076 円	15, 690 円	
" 45 人以上 60 人未満	居宅介護支援費 ii	居宅介護支援費 ii	 特定事業所加算(Ⅱ)
にあたる方	(単位数 544)	(単位数 704)	4, 681 円
	6, 049 円	7, 828 円	4, 001 [ ]
" 60 人以上にあたる方	居宅介護支援費iii	居宅介護支援費iii	
	(単位数 326)	(単位数 422)	
	3, 625 円	4, 692 円	

<sup>◎ 1</sup> 単位は、11.12 円で計算しています。

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算) に該当する場合は、上記金額より 2,224 円を減額することとなります。

※45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

※その他の加算として、下記の要件によりそれぞれ費用が加算されます。

	★ 1 加 算	加算額	算 定 回 数 等
	初 回 加 算 (単位数 300)	3, 336 丹⁄回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援 者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計 画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(I) (単位数 250)	2, 780 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合入院した日のうちに情報提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
要介護度による区分な	入院時情報連携加算(Ⅱ) (単位数 200)	2, 224 円⁄月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合入院した翌日又は翌々日に情報提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む
区分なし	退院・退所加算 (I) イ (単位数 450)	5, 004 丹⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	退院・退所加算 (I)ロ (単位数 600)	6, 672 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合

	-	
退院・退所加算 (II) イ (単位数 600)	6, 672 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ (単位数 750)	8, 340 平⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
退院 • 退所加算 (Ⅲ) (単位数 900)	10, 008 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
通 院 時 情 報 連 携 加 算 ( 単 位 数 50)	556 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算 (単位数 200)	2, 224 円⁄回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算 ( 単 位 数 400)	4, 448 円∕回	在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで・24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

#### 3 その他の費用について

交通費 請求しません

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。

#### 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明 を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前 や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

#### 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田智樹
虐待防止に関する相談者	管理者 吉田智樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul> <li>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	<ul> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で利用者の家族の個人情報についません。</li> <li>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的意味を含む。)については、善良な管理者のの流過を含む。)については、善りにも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めたじてその内容を開示することとし、別示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた必要な情報の訂正等を行うものとします。(関示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ul>

### 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険(株)

保険名福祉事業者総合賠償責任保障I型

保障の概要 対人・対物保障、人格権侵害(名誉毀損・プライバシーの侵害等)、経済損失(ケアプラン作成ミス等に起因するもの)、管理下財物保障(現金・貴重品も含む)

## 9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 10 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 11 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 12 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名 (連絡先:06-6569-6060)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	交通費の有無
ありなし	要介護 1~2 16, 757 円 要介護 3~5 20, 371 円	0円	なし

- ※ 上記利用料には特定事業所加算(4,681円)が含まれています。
  - (3) 1ヵ月当りの利用者負担額(利用料とその他の費用の合計)の目安

利用者負担額の目安額	0円
------------	----

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

### 11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    - 〇 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況 の聞き取りのための訪問を実施し、内容の確認を行います。
    - 特に居宅サービス等の事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮し ながら、事業者側の管理者に事実関係の特定を慎重に行います。
    - 相談担当は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
    - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは 必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日まで にお伝えします)
    - 当事業所において、処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。

## 苦情申立の窓口

	<u> </u>
【事業者】 居宅介護支援事業所 しらなみ お客様サービス係	所 在 地:〒559-0033 大阪市住之江区南港中三丁目3-43 電話番号:06-6569-6060 ファックス番号:06-6569-6063 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝を除く)
【市町村の窓口】 住之江区保健福祉 センター	所 在 地:〒559-8601 大阪市住之江区御崎三丁目1-17 電話番号:06-6682-9859 ファックス番号:06-6686-2040 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝を除く)
おおさか介護サービス相 談センター	所 在 地:〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター308号室 電話番号:06-6766-3800 ファックス番号:06-6766-3822 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝を除く) 年末年始(12月29日から1月3日)を除く
【公的団体】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所 在 地:〒540-0028 大阪市中央区常磐町1-3-8 電話番号:06-6949-5418 ファックス番号:06-6949-5417 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝を除く)
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢施作部 介護保険課(指定・指導 グループ)	所 在 地:〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話番号:06-6241-6310 ファックス番号:06-6241-6608 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝を除く)

13 人材育成への協力体制整備

当該事業所において、法定研修等実習の受け入れを行います

14 提供するサービスの第三者評価の実施

有(直近の年月日: 評価期間 評価記録の開示状況 ) (無

15	重要事項説明の年月日
----	------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪市住之江区南港中三丁目3-43
	法 人 名	社会福祉法人 健成会
事業	代 表 者 名	理事長 三 木 康 彰 印
者	事業所名	居宅介護支援事業所 しらなみ
	説明者氏名	FD

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所	
	氏	名	印

※ 上記署名代行の場合

署名代行者氏名:           (続柄)
-------------------------

代理人	住	所	
	氏	名	印

### (別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

#### 1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又は家族へ懇切丁寧に説明し、理解を求めます。
- ④ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるように求めます。
- ⑤ 前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行います。

### 2 居宅サービス計画の作成について

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス 事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不 当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービス の提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案 に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合に は、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

### 3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況 の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変 更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

## 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

#### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健 康保険団体連合会に提出します。

#### 6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

- 8 当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況
  - ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪 問 介 護 27.16%

通 所 介 護 73.59%

地域密着型通所介護 53.34%

## 福祉用具貸与 31.65%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションほほえ	オリーフ゛ケアサーヒ゛ス	CARE Center 心愛
	み 27.16%	20. 68%	16. 98%
通所介護	デイサービスセンターしらな	南港病院リハビリセンター	デイサービスセンターきのみ
	み73.59%	9. 82%	6. 42%
地域密着型通所介護	デイセンター健祥会マヌエル	デイサービス鯉	
	53. 34%	50. 48%	
福祉用具貸与	ケアショッフ゜ハル	パナソニックエイジフリー	有限会社 創愛
	31. 65%	23. 74%	15. 42%

判定期間 令和 5年度 前期(3月1日から8月末日) 後期(9月1日から2月末日)